

掛川市議会告示第2号

掛川市議会事務局規程（平成17年掛川市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

掛川市議会議長 松本 均

第4条を次のように改める。

（職名）

第4条 事務局長のほか、事務局に置かれる書記の職名は、主幹、係長、主査、主任、主事、主事補及び調整官とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。